

平成22年小野町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成22年7月26日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第43号 飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第5まで同じ〕
日程第 5 議案第44号 小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結について
日程第 6 議案第45号 小野新町小学校校舎耐震改修(建築主体)工事請負変更契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第7まで同じ〕
日程第 7 議案第46号 小野中学校屋内運動場改築(建築主体)工事請負変更契約の締結について
日程第 8 議案第47号 小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	宇佐見 留 男	議員	2番	水 野 正 廣	議員
3番	国 分 喜 正	議員	4番	石 戸 浩	議員
5番	遠 藤 英 信	議員	6番	村 上 昭 正	議員
7番	久 野 峻	議員	8番	鈴 木 忠 幸	議員
9番	會 田 隆 壽	議員	10番	西 牧 煜	議員
11番	橋 本 健	議員	12番	吉 田 鐵 雄	議員
13番	佐 藤 登	議員	14番	大 和 田 昭	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宍 戸 良 三	教 育 長	矢 内 今 朝 見
総 務 課 長	駒 木 根 祐 治	企 画 商 工 課 長	鈴 木 澄 夫
教 育 課 長	先 崎 幸 雄	施 設 整 備 室 長	吉 田 浩 祥

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	宗	像	利	男	書	記	先	崎	実		
書				記	矢	吹	美	加	書	記	根	本	慶	一
書				記	新	田		徹						

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから平成22年小野町議会第3回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は14名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

13番 佐藤 登 議員

1番 宇佐見 留 男 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員長（吉田鐵雄君） ご報告申し上げます。

本日午前9時より開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

本臨時会の会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

以上をもって、報告といたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この臨時会の会期を、議会運営委員長報告のとおり、本日限りとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

なお、蒸し暑いので、上着の脱衣を許可いたします。

◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第43号及び議案第44号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第43号 飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について及び日程第5、議案第44号 小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結についての2議案を、一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

◎議案第43号及び議案第44号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成22年小野町議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多端の中ご出席を賜り、衷心より感謝申し上げます。

今臨時会にご提案申し上げる案件につきましては、飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結に

ついて1案件、小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結について1案件、小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負変更契約の締結について1案件、小野中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負変更契約の締結について1案件、小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結について1案件、合計5案件であります。

いずれも緊急かつ重要な案件でありますことから、臨時会を招集申し上げたところであります。

それでは、提出案件につきまして提案理由を申し上げます。

議案第43号 飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてであります。地域情報通信基盤整備推進交付金及び公共投資臨時交付金の事業といたしまして、平成21年度繰越事業として実施するものであります。

事業内容につきましては、総延長35.3キロメートルの光ファイバ通信網及び通信制御装置収納用局舎1棟を整備するものでありまして、公募型プロポーザル競技により、特定事業者として東日本電信電話株式会社福島支店を選定し、地方自治法第234条の規定に基づき、7月16日随意契約により、7,980万円をもって仮契約を締結したものであります。

予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結についてであります。平成15年度に導入いたしました職員端末の老朽化に伴い、今回機器更新として備品購入を実施するものであります。

業務内容につきましては、ノートパソコン140台、デスクトップパソコン1台、カラーレーザープリンター1台、ビジネスソフト一式を購入するものでありまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、有限会社印南電気、株式会社エフコムほか5社、合計7社を指名し、7月16日入札執行の結果、1,360万8,000円をもって有限会社印南電気が落札したものであります。

予定価格が700万円以上であることから、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

◎議案第43号及び議案第44号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第43号 飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について及び議案第44号 小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結についての2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号及び議案第44号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第43号及び議案第44号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第43号及び議案第44号の2件を一括討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第43号及び議案第44号の討論を終わります。

◎議案第43号及び議案第44号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

初めに、議案第43号 飯豊局管内地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 小野町クライアントパソコン更改業務契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号及び議案第46号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第6、議案第45号 小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負変更契約の締結について及び日程第7、議案第46号 小野中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負変更契約の締結

についての2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

[議会事務局長 朗読]

◎議案第45号及び議案第46号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第45号 小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負変更契約の締結についてであります。平成22年5月24日締結しました小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、本案件と同時発注工事となった小野新町小学校屋内運動場耐震改修工事を、同一の株式会社トリアス小野支社が落札し、近接工事（同一事業、同一敷地、工期重複）となったため、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の調整により、当初の契約額1億4,001万9,600円から1億3,900万4,250円に、101万5,350円を減額変更するものであり、その他については、当初契約と変更はないものであります。

次に、議案第46号 小野町中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負変更契約の締結についてであります。平成22年5月24日締結した小野中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、本案件と小野中学校校舎改築（建築主体）工事を同一の株式会社トリアス小野支社が落札し、近接工事（同一事業、同一敷地、工期重複）となったため、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の調整により、2億3,167万9,350円から2億2,579万9,350円に、588万円を減額変更するものであり、その他については、当初契約と変更は無いものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第45号及び議案第46号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第45号 小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負変更契約の締結について及び日程第7、議案第46号 小野中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負変更契約の締結についての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 議案45号と46号についてちょっとお尋ねしたいのですが、この45号の1億4,000万円、それから46号の2億3,100万円。この金額から推していったら、この諸経費、何かこう余りにも少ないような疑問が残るわけなんですけど、その辺、もう少し詳しい内容をご説明願いたいと思うのですが。

○議長（大和田 昭君） 施設整備室長。

○施設整備室長（吉田浩祥君） 12番、吉田鐵雄議員のご質問にお答えをいたします。

それぞれの共通費の調整の算出根拠についてでございますが、まず初めに小野新町小学校につきましては、校舎の改修工事並びに屋内運動場の改修の建築主体という形でありまして、これを1つの工事として請け負った場合に積算されるべき共通費が算出されます。それを別途に発注した場合、それぞれの工事に見ている分との差額という形で、1つで発注した場合の工事に対してどれぐらい——2つで発注しておりますので、逆に言うと割高になるかということで、仮に一括発注した場合の現場管理費あるいは一般管理費等との差で、今回の金額を減額させていただく内容であります。

それから、小野中学校についても同様であります。小野中学校の部分については、先に発注しております校舎の部分の約10億円という形になります。それらと今般のを合わせて総額約12億円という形の中でこれを一括に発注した場合ということで、小野中学校の場合については、特に先に発注している工事金額が大きいということで、トータルの1つの工事として発注した場合になる額が大きいということで、小野新町小学校と比較すると、こちらは580万円強という形で比較的大きな減額となります。小野新町小学校については総額としては、小野中学校と比較をしますと、工事全体量が小さいということで、今回の減額幅も小野中と比較するとそれぞれ少額になっております。

なお、それぞれ県の積算基準に基づいた形で設計をし、落札をした場合、あるいは今回のような形で別工事を同一工事に出した場合という形の中で積算をして算出をしている額でございます。

○議長（大和田 昭君） 12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 今、これ比較的大きな金額になっているというような説明でございますが、指名競争入札をうたっているわけなんですよね。どの業者がとるか、これはもうわからないわけなんですけど、この入札金額からして、この諸経費がこれで間に合うと思って予算を組んで入札させたのか。また、業者としては諸経費がこれだけで間に合うと思って落札したのか、その辺の内容がどうも腑に落ちないわけなんですけど、再度ご説明願いたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 施設整備室長。

○施設整備室長（吉田浩祥君） 12番、吉田議員のご質問にお答えします。

建設工事の扱いについてでございますが、小野新町小学校については、それぞれ同時発注ということで、この通知の際に、仮に同じ業者が落札した場合には減額の調整をさせていただく旨を、通知文の中に明示をしてお

ります。それから、小野中学校の屋体については、後から発注する工事の指名通知の段階で、全業者にであります。もし仮に同じ業者が受注をした場合は近接工事扱いとなるので、減額の調整をさせていただきますという形で、それぞれ通知の中には、請け負った業者を含めて全業者に、通知文の中でそのことは前提条件という形で明示をしております。

ただし、発注段階で当然、どちらの業者が落札をするかわかりませんので、通常の別会社が請け負う形での諸経費の設定をさせていただきます。

○議長（大和田 昭君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第45号及び議案第46号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて討論を行います。

議案第45号及び議案第46号の2件を一括討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号の討論を終わります。

◎議案第45号及び議案第46号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

初めに、議案第45号 小野新町小学校校舎耐震改修（建築主体）工事請負変更契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 小野中学校屋内運動場改築（建築主体）工事請負変更契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第8、議案第47号 小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会議務局長 朗読〕

◎議案第47号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第47号 小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結についてであります。小野中学校改築整備事業の実施に伴う備品購入を実施するものであります。

業務内容につきましては、生徒用机・椅子360組を購入するものでありまして、使用木材は県産間伐材の杉を材料とするものであります。

地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により、ふくしま中央森林組合、福島県郡山地区木材木工工業団地協同組合ほか2社、合計4社を指名し、7月16日入札執行の結果、737万1,000円をもって、福島県郡山地区木材木工工業団地協同組合が落札したものであります。

予定価格が700万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

◎議案第47号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第47号 小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第47号について質疑を終わります。

◎議案第47号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第47号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第47号の討論を終わります。

◎議案第47号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第47号 小野中学校生徒用木製机・椅子購入契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田 昭君） これをもって、平成22年小野町議会第3回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時25分